

議案第一四号

一時借入金について

昭和三十五年度において三朝町歳出予算内の支出に充当するに次のとおり一時借入することを定める

記

一 借入金額 参千五百円以内

一 借入先 大蔵省、郵政省、山陰合同銀行、扶桑相互銀行

鳥取銀行、鳥取県町村取真恩給組合

町内農業協同組合

一 借入利率 日歩三兆五厘以内

昭和三十五年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

原案可決

昭和三十五年三月十八日議決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

